

長崎県公立大学法人事務組織規程

〔平成17年 4 月 1 日〕
規 程 第 2 9 号

- 改正 平成18年 4 月 1 日規程第 8 号
- 改正 平成20年 4 月 1 日規程第28号
- 改正 平成21年 4 月 1 日規程第10号
- 改正 平成26年11月12日規程第17号
- 改正 平成28年 3 月28日規程第31号
- 改正 平成30年 3 月 7 日規程第21号
- 改正 平成31年 3 月27日規程第 7 号
- 改正 令和 2 年 3 月10日規程第24号
- 改正 令和 2 年 3 月26日規程第37号
- 改正 令和 4 年 3 月10日規程第 3 号
- 改正 令和 5 年12月11日規程第28号
- 改正 令和 7 年 3 月21日規程第16号
- 改正 令和 7 年12月 2 日規程第37号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 長崎県公立大学法人組織規則（平成20年規則第 3 号）第17条の規定により、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）及び法人が設立する長崎県立大学（以下「大学」という。）の事務組織及び事務分掌に関し、必要な事項を定める。

一部改正〔平成20年規程第28号〕

第 2 章 事務組織

(事務組織)

第 2 条 法人に、次に掲げる事務局、課・室及びグループを置く。

一部改正〔平成18年規程第 8 号、平成20年規程第28号、平成30年規程第21号、令和 7 年規程第16号〕

事務局	課・室	グループ
法人事務局	理事長室	
	総務課	総務グループ
		財務グループ
	企画広報課	企画広報グループ
		計画評価グループ
長崎県立大学事務局	総務課	総務グループ
		財務グループ
		建設整備グループ
	企画広報課	企画広報グループ
		計画評価グループ
	学生支援部	学生グループ
		教務グループ
	就職課	就職グループ
長崎県立大学 シーボルト校事務局	図書課	図書グループ
	総務企画課	総務グループ
		企画グループ

	学生支援部	学生支援課	学生グループ
			教務グループ
		就職課	就職グループ
		図書課	図書グループ

(事務局長)

第3条 法人事務局に、法人事務局長及び法人事務局理事を置く。

2 法人事務局長は、法人の事務を掌理し、大学の事務を総理する。

3 大学事務局長は、大学の事務を統括する。

4 法人事務局理事は、法人事務局長を補佐し、法人の特に重要な事項に係る事務を掌理する。

5 法人事務局理事は、シーボルト校事務局長を兼ね、シーボルト校の事務を総括する。

一部改正〔平成20年規程第28号、平成21年規程第10号、平成26年規程第17号〕

(学生支援部長)

第4条 学生支援部に、学生支援部長を置く。

2 学生支援部長は1名とし、当該部の事務を統括する。

追加〔平成30年規程第21号〕

(事務局次長)

第5条 法人事務局、大学事務局及びシーボルト校事務局（以下「各事務局」という。）に事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は、各事務局長を補佐し、各事務局の事務を総括する。

追加〔平成21年規程第10号〕

一部改正〔平成30年規程第21号、平成31年規程第7号〕

(学生支援部次長)

第5条の2 学生支援部に、学生支援部次長を置くことができる。

2 学生支援部次長は、学生支援部長を補佐し、学生支援部の事務を総括する。

追加〔平成31年規程第7号〕

(課長)

第6条 課に、課長を置く。

2 課長は、当該課の事務を総括する。

(課長補佐)

第7条 課に、課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、当該課長の下にあって、課長を補佐するとともに、担任する事務を総括する。

追加〔平成18年規程第8号〕

一部改正〔令和2年規程第37号〕

(グループリーダー)

第8条 グループに、グループリーダーを置くことができる。

2 グループリーダーは、当該グループの事務を総括する。

(リーダー)

第8条の2 理事長室にリーダーを置くことができる。

2 リーダーは理事長室の事務を総括する。

追加 [令和 7 年規程第16号]

(サブグループリーダー)

第 9 条 室及びグループに、サブグループリーダーを置くことができる。

2 サブグループリーダーは、当該室及び当該グループの事務のうち、特定の事務を処理する。

追加 [平成18年規程第 8 号]

(スタッフ)

第10条 室及びグループに、スタッフを置くことができる。

2 スタッフは、上司の命を受け、当該室及び当該グループの事務を処理する。

一部改正 [平成18年規程第 8 号]

(兼務)

第11条 大学事務局総務課及び企画広報課の事務は、法人事務局総務課及び企画広報課の職員が兼務するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、法人の事務は必要に応じ大学事務局各課において兼務することができるものとする。

一部改正 [平成18年規程第 8 号、平成20年規程第28号、平成21年規程第10号]

第 3 章 事務分掌

第 1 節 長崎県公立大学法人事務局

(理事長室)

第11条の 2 法人事務局理事長室においては、法人の経営戦略に関する事務をつかさどる。

追加 [令和 7 年規程第16号]

(総務課)

第12条 法人事務局総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法人事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 理事会に関すること。
- (3) 経営協議会に関すること。
- (4) 予算、決算に関すること。
- (5) 法人の儀式その他諸行事に関すること。
- (6) 教職員の人事及び服務に関すること。
- (7) 監査に関すること。
- (8) 資金、財産等の管理に関すること。
- (9) 法人の庶務に関すること。
- (10) その他の課又は大学の所管に属さないこと。

一部改正 [令和 7 年規程第37号]

(企画広報課)

第13条 法人事務局企画広報課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学改革の総括に関すること。

- (2) 中期目標及び中期計画の総括に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 評価に関すること。
- (5) 情報の管理及び公開に関すること。
- (6) 文部科学省への認可申請・届出に関すること。
- (7) その他法人の企画立案に関すること。

一部改正〔令和5年規程第28号〕

第2節 長崎県立大学事務局

(総務課)

第14条 大学事務局総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学内の連絡調整に関すること。
- (2) 教育研究評議会に関すること。
- (3) 学長選考会議に関すること。
- (4) 大学の予算に関すること。
- (5) 大学の庶務に関すること。
- (6) 大学の儀式その他諸行事に関すること。
- (7) 大学における諸規程の制定改廃に関すること。
- (8) 校舎等の建設整備に関すること。
- (9) 学内の事務のうち他課の所管に属しないこと。

一部改正〔平成20年規程第28号、平成30年規程第21号〕

(企画広報課)

第15条 大学事務局企画広報課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学改革に関すること。
- (2) 中期目標及び中期計画に関すること。
- (3) 国際交流に関すること。
- (4) 地域貢献に関すること。
- (5) 公開講座、学術講演会に関すること。
- (6) 産学官連携に関すること。
- (7) 各種評価に関すること。
- (8) 文部科学省への認可申請・届出に関すること。
- (9) その他大学の企画立案に関すること。

一部改正〔平成20年規程第28号、令和5年規程第28号〕

(学生支援課)

第16条 大学事務局学生支援部学生支援課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 経営学部及び地域創造学部教授会並びに大学院地域創生研究科運営委員会、同研究科地域社会マネジメント専攻教授会及び地域創生専攻教授会に関すること。
- (2) 学生の募集及び入退学に関すること。
- (3) 入学試験に関すること。
- (4) 授業時間割及び履修登録に関すること。
- (5) 試験、成績及び卒業・修了に関すること。
- (6) 学生の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (7) 学籍簿、成績簿に関すること。
- (8) 学生の身上相談に関すること。

- (9) 学生の賞罰に関する事。
- (10) 単位互換制度に関する事。
- (11) その他学生の補導、厚生及び教務等、学生支援部の所管に関する事。

一部改正〔平成20年規程第28号、平成28年規程第31号、平成30年規程第21号、令和2年規程第24号、令和4年規程第3号〕

(就職課)

第17条 大学事務局学生支援部就職課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生の就職相談及び指導助言に関する事。
- (2) 各種就職支援施策の企画立案及び実施に関する事。
- (3) その他学生の就職支援に関する事。

一部改正〔平成20年規程第28号、平成30年規程第21号〕

(図書課)

第18条 大学事務局図書課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐世保校附属図書館に係る企画立案及び実施に関する事。
- (2) 佐世保校附属図書館における図書等の選定、発注、受入れ及び管理に関する事。
- (3) 佐世保校附属図書館の地域開放に関する事。
- (4) 佐世保校附属図書館における図書等の閲覧、貸出及び保存に関する事。
- (5) その他附属図書館の運営に関する事。

一部改正〔平成20年規程第28号〕

第3節 長崎県立大学シーボルト校事務局

(総務企画課)

第19条 シーボルト校事務局総務企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) シーボルト校内の連絡調整に関する事。
- (2) 教育研究評議会に関する事。
- (3) 学長選考会議に関する事。
- (4) 大学の予算に関する事。
- (5) 大学の庶務に関する事。
- (6) 大学の儀式その他諸行事に関する事。
- (7) 大学における諸規程の制定改廃に関する事。
- (8) 大学改革に関する事。
- (9) 中期目標及び中期計画に関する事。
- (10) 国際交流に関する事。
- (11) 地域貢献に関する事。
- (12) 公開講座、学術講演会に関する事。
- (13) 産学官連携に関する事。
- (14) 各種評価に関する事。
- (15) シーボルト校内の事務のうち他課の所管に属しない事。

一部改正〔平成18年規程第8号、平成20年規程第28号、令和5年規程第28号〕

(学生支援課)

第20条 シーボルト校事務局学生支援部学生支援課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際社会学部、情報システム学部及び看護栄養学部教授会並びに大学院地域創生研究科情報工学専攻及び同研究科人間健康科学専攻教授会に関する事。

- (2) 学生の募集及び入退学に関すること。
- (3) 入学試験に関すること。
- (4) 授業時間割及び履修登録に関すること。
- (5) 試験、成績及び卒業・修了に関すること。
- (6) 学生の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (7) 学籍簿、成績簿に関すること。
- (8) 学生の身上相談に関すること。
- (9) 学生の賞罰に関すること。
- (10) 単位互換制度に関すること。
- (11) その他学生の補導、厚生及び教務等、学生支援部の所管に関すること。

一部改正〔平成20年規程第28号、平成28年規程第31号、平成30年規程第21号、令和2年規程第24号〕

(就職課)

第21条 シーボルト校事務局学生支援部就職課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生の就職相談及び指導助言に関すること。
- (2) 各種就職支援施策の企画立案及び実施に関すること。
- (3) その他学生の就職支援に関すること。

一部改正〔平成20年規程第28号、平成30年規程第21号〕

(図書課)

第22条 シーボルト校事務局図書課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) シーボルト校附属図書館に係る企画立案及び実施に関すること。
- (2) シーボルト校附属図書館における図書等の選定、発注、受入れ及び管理に関すること。
- (3) シーボルト校附属図書館の地域開放に関すること。
- (4) シーボルト校附属図書館における図書等の閲覧、貸出及び保存に関すること。
- (5) その他附属図書館の運営に関すること。

一部改正〔平成20年規程第28号〕

第4章 補則

(グループの事務分掌)

第23条 グループの事務分掌については、別に定める。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、事務組織及び事務分掌に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規程第8号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規程第28号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規程第10号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月12日規程第17号)

この規程は、平成26年11月12日から施行する。

附 則(平成28年3月28日規程第31号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第16条の規定にかかわらず、経済学部が存続する間の経済学部教授会に関する事務については、大学事務局学生支援部学生支援課においてつかさどる。
- 3 第19条の規定にかかわらず、国際情報学部が存続する間の国際情報学部教授会に関する事務については、シーボルト校事務局学生支援部学生支援課においてつかさどる。

一部改正〔平成30年規程第21号〕

附 則(平成30年3月7日規程第21号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規程第7号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月10日規程第24号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規程第37号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月10日規程第3号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月11日規程第28号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月21日規程第16号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月2日規程第37号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。